

議案第 114 号

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例の一部改正について

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「60 人以内」を「15 人以内」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

第 4 条の見出しを「(委員長及び副委員長)」に改め、同条第 1 項中「3 人」を「1 人」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 5 条の見出しを「(部会長及び副部会長)」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

第 3 条第 3 項に定める部会に部会長 1 人及び副部会長 1 人を置く。

2 部会長及び副部会長は、それぞれ部会員の互選によって選出する。

第 5 条第 3 項中「部会を代表し部会」を「部会を代表し、部会」に改め、同条第 4 項中「別に部会長が指名した順により」を削る。

第 7 条第 3 項中「議長は委員長が指名した副委員長がなる」を「委員長が議長となる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は

説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。